

特集《日本弁理士会知的財産価値評価推進センター10周年》

日本弁理士会知的財産価値評価推進センター 設立10周年記念セミナー（東京）

—知財価値評価が企業の未来を拓く—

【会場】日本弁理士会 弁理士会館3階会議室（東京都千代田区霞が関3-4-2）

【日時】2014年11月5日（火）13:30～17:00

【参加者】73名



要 約

知的財産権の価値評価業務を行う弁理士の支援を行うことで同業務の改善進歩を促し、もって知的財産権の活用寄予することを趣旨として設立された知的財産価値評価推進センターは、今年で10周年を迎え、知的財産価値評価の必要性の周知を目的とする記念セミナーは、中部地方を含めた地域からの来場を期待しつつ、最終回を東京で締めくくった。

知的財産価値評価推進センターからは、最近の活動である、中小企業の融資判断に活用できるような簡易評価の紹介を含め、特許庁の知財ビジネス評価書作成支援事業の評価機関として参画すること等が紹介された。

多方面の知財担当者の方々によるパネルディスカッションの後、大手自動車メーカー知財関係者による基調講演が行われ、最終回にふさわしい充実した内容であった。

以下の原稿は、基調講演及びパネルディスカッションについての議事録・考察であり、それらが、読者が知的財産価値評価に関する最新動向に触れることができる機会を提供することを期待する。

【考察】

（1） 議論が及んだ範囲・議論の内容

知的財産価値評価推進センターは、知的財産権の価値評価業務を行う弁理士の支援を行うことで同業務の改善進歩を促し、もって知的財産権の活用寄予することを目的として、平成17年4月に設立され、今年度で設立10周年を迎えた。

10周年記念セミナーは、より多くの人に知的財産価

値評価の必要性を知っていただくことを目的としている。

中小企業にしっかりと知財の目、知的財産権の価値評価を植え付け、更に金融機関その他からも評価を受けることによって、我国の産業の活路が与えられる。

政府系金融機関が資本性ローンというファイナンス手法を活用し始めていること、大学発ベンチャーが、

資金繰りのため、製造現場での課題解決等といった技術コンサルティング事業も行っていること、大学が、企業に対する技術的支援を行うとともに、大学の研究を地域に根ざして商品化する活動を行っていること等が紹介された。

知的財産価値評価推進センターでは、今まで主に裁判所からの依頼に基づく民事執行案件における評価を多く行ってきた。昨年ぐらいから、裁判所に限らず企業等から評価依頼を受けるケースが出てきたこと、特許庁の知財ビジネス評価書作成支援事業の評価機関として名乗りを上げたこと等について紹介が行われた。

（2）議論された知財価値評価

知的財産価値評価推進センターでは、従来の裁判所からの鑑定依頼のための価値評価に加え、簡易に知財の金銭的価値評価を行う方法を研究しており、「知財価値金銭評価書」、「事業・知財適合性、知財優位性判定評価書、市場調査」および「事業・他社知財非侵害判定評価書」の3つの簡易評価書を作成するサービスを検討している。

（3）知財価値評価の現状

中小企業は知財で金融機関から資金調達したいというニーズがある一方で、知財は金融機関から財産として評価されていない。

知的財産を活用した融資事例としては、豊和銀行等による例がある。

知財活用ビジネス評価支援や、知的資産経営報告書作成支援等の支援策が行われている。

（4）知財価値評価の課題

知財が持つべき新しい機能としてNPEへの対応や営業秘密の取り扱い等、知財を取り巻く現状は大きく変化しつつある。

これらの環境変化に対応し得る知財価値評価は、十分に確立されているとはいえない。

（5）知財価値評価への期待・要望

例えば、政府系金融機関が提供している資本性ローンは出資に近い融資制度であり無担保、無保証人であるため、各種支援機関の連携した展開が望まれる。これを後押しするためには、知的財産価値評価を活用した十分なりスク管理が望まれると考えられる。

○開会の辞（日本弁理士会 古谷史旺 会長）

日本弁理士会知的財産価値評価推進センターは今年で設立されてから10年目を迎えます。平成2年に小泉純一郎元首相が知財立国を宣言しました。それ以来、再び、安倍晋三内閣が知財立国を宣言しています。我国の産業、経済への活力を知財でなんとかするという想いを述べています。中小企業にしっかりと知財の目、知的財産権の価値評価を植え付け、更に金融機関その他からも評価を頂くことによって、我国の産業の活路が与えられると思っています。知的財産価値評価推進センターの10周年記念セミナーは、北は北海道から南は九州まで、日本全国の5箇所で開催され、東京が最終の6箇所目になります。それぞれの所で盛況を経て進められてきたと報告を受けています。知財財産権の弁理士による評価の客観性、合理性を更なる飛躍の参考にして頂くと共に、皆様の仕事上のお役に立てることとあってセミナーを開催しております。

○知的財産価値評価推進センターの紹介（井内龍二 センター長）

当センターは、設立されてから本年度で10周年ですが、セミナーに来られる前に評価センターを存じている人は挙手をお願いします。

約10名が手を挙げたので、セミナー参加者80名の中の70名に評価センターを熟知してもらえましたので、本日のセミナーは成功したものと思います。

評価センターの組織について、総務部は、セミナーの世話、パンフレットなどの広報活動をしています。

第一事業部は、評価手法の研究開発をしており、いろいろな場面に適した評価手法をみだしています。

第二事業部は、主に情報を扱っています。経費をかけないで行う市場調査の研究を行っています。

第三事業部は、登録した評価人に研修を行い、登録した評価人の能力を上げています。

この10年、裁判案件、国税庁、都税事務所がほとんどで、裁判所等から評価人推薦の依頼があった際には、選考委員会を開き、案件毎に技術分野・経験・研修受講歴、地域性等を考慮し、最適な評価人を推薦しています。

裁判も民事執行案件が主ですが、普通の民事案件もあります。例えば、株価を算定して欲しい、との依頼があります。例えばIT企業の資産は、帳簿上

の机・パソコンだけであるとすると、株数で割ると非常に安いです。知財が会社を支えているので、知財を評価して株価を算出して欲しいという依頼があります。

STAP細胞等の新しい分野、ちょっと怪しい特許もあります。そういった時は、発明者に目の前で確認実験して頂き、知財価値を評価します。ですから、評価は大変で、経験と能力が問われます。でないと良い評価はできません。

この十年間で評価に対する社会環境が大きく変わりました。いままで、訳の分からないのは、のれんとしてひとくくりで資産計上していました。ところが、2009年に会計基準が変わり、知的財産権は切り分けて資産評価するようになりました。そして、M&Aの際は、知財を切り分けて評価することが義務になりました。

国際的にはIFRSがあり、国際的な基準を採用する企業が増えてきました。国際会計基準によると、特許は出願した時点で評価して、1件1件全て毎年、資産計上をしなければならなくなりました。

本日のパネルディスカッションのテーマと関係があることですが、本年度4月に出了れた金融庁の新たなガイドラインの影響が大きく、不動産担保に頼らない融資、個人保証に頼らない融資ということが、新しいガイドラインに明記されています。

この10年間で、知財価値評価に関する環境が大きく変わってきています。

我々がやろうとしているのは、こういった評価だけでなく、知財に関係するあらゆる評価を行うことです。中小企業に対しては、コンサルティングの内容まで含んだ知財評価をするということです。また、大企業に対してはM&AやIFRSの場面での需要が多くなると思います。さらに、国家プロジェクトに知財の技術を導入してもらう際に、知財を介して技術評価を行うプロジェクトを第一事業部で研究しています。

○パネルディスカッション

■パネリスト

西田 拓也 氏

関東経済産業局地域経済部産業技術課 特許室室長

林 正浩 氏

静岡大学イノベーション社会連携推進機構副機構長兼
産学連携推進部門長

兼 社会連携相談室長・大学院工学研究科事業開発マネジメント専攻 教授

永沼 智佳 氏

日本政策金融公庫 国民生活事業本部創業支援部ベンチャー支援グループグループリーダー

神藤 正士 氏

株式会社 プラズマアプリケーションズ 代表取締役
西村 公芳 氏

日本弁理士会知的財産価値評価推進センター 副センター長

コーディネーター

井内 龍二 氏

日本弁理士会知的財産価値評価推進センター センター長

■テーマ

知的財産価値評価による資金調達と起業・企業支援



◆パネラー自己紹介

■西田氏

・知財金融の需要と背景

—中小企業は知財で金融機関から資金調達したいというニーズがある一方で、知財は金融機関から財産として評価されていない、権利取得や維持費用が無駄なコストとみなされるという指摘もあり、知財による資金調達は困難な状況である。

—特許庁で行ったアンケートによると、知的財産活動の成果として「資金調達を容易にする」と回答した企業は5.6%しかないというのが現状である。

—しかしながら、近年、中小企業の融資に関し、知財を評価して融資につなげようという政府関係者による検討の機運が高まっている。

- ・ 知財金融の実態
 - 上述のアンケートでは、約25%の中小企業が、特許等に基づく何らかの融資上のメリットを受けたと回答している。
 - その内訳として、「特許等を担保にした融資を受けたことがある」との回答は1.8%にとどまる一方、「特許等や知的資産経営の評価に基づく融資・投資を受けたことがある」との回答が14.6%、それらの評価による金利優遇や融資額の増額を受けたことがあるとの回答が8.9%となっている。
 - 資金調達の評価対象となった知財は、「特許権」が75.5%と他の権利と比べもっとも高い結果となっている。
 - 知財による資金調達ができた企業においても、知財を担保とした融資の実績は少ないというのが実情である。
 - その要因の一つとしては、多くの金融機関で技術の目利きができる人材が不足しているため、中小企業が保有する特許で示された技術の評価することがそもそも困難な状況にあるという点が挙げられる。
 - こういった背景から、金融機関による中小企業への融資の際の評価項目の優先順位において、知財に関するものは下位を占めている。
 - しかしながら、専門の調査会社等に委託して、中小企業の特許・技術の価値を評価することで融資の実現に結びつけている例がある。
 - ・ 知的財産を活用した融資事例
 - 豊和銀行では、調査会社の知財・技術評価を利用し、知的財産担保融資を実施している。
 - 公益財団法人ひょうご産業活性化センターでは、調査会社に技術力・経営力等の評価書を作成させて、銀行に融資を促している。
 - 但陽信用金庫や飯能信用金庫では、知的資産経営報告書を融資審査の資料として活用している。
 - 京都府では、中小企業の知的資産経営報告書を有識者に評価・認証させ、認証企業に低利で融資をしている。
 - ・ 調査会社による知財活用ビジネス評価支援
 - 金融機関が中小企業の評価申請を行うことで、提携調査会社によるヒアリングに基づく知財ビジネス評価書が作成され、金融機関に提出される。
 - ・ 知的資産経営報告書作成支援
 - 金融機関が派遣依頼を行うことで中小企業に専門家が派遣され、知的資産経営報告書が作成され、金融機関に提出される。
- 永沼氏
- ・ 日本政策金融公庫（日本公庫）の概要
 - 平成20年10月に発足した100%政府出資の政策金融機関である。
 - 国内に152の支店がある。
 - 国民生活事業、農林水産事業、中小企業事業の3事業部制となっている。
 - 国民生活事業：創業間もない方、小規模で事業を営んでいる方を中心に取り扱っている。1企業あたりの平均融資額が700万円。融資先の9割の従業員数は9人以下。利用先数が93万社（中小企業の4社に1社ぐらいが利用している）。
 - 中小企業事業：1企業あたりの平均融資額が約1億円。平均従業員数は76人。利用先数が4.7万社。
 - 国民生活事業から中小企業事業にバトンタッチしていくことで、お客様の成長ステージにあわせて資金ニーズにシームレスに対応できるようになっている。やがては民間の金融機関や直接金融にバトンタッチされていく。
 - ・ 資本性ローンについて
 - 出資に近い融資制度となっている。
 - 期限一括償還（元金の返済は最終回に一括）。
 - 業績に応じて融資の利率が変動する。決算書に記載されている業績に応じて、成功している場合には高めの金利で、業績が芳しくない場合は低めの金利で融資を設定している。そのため業績が芳しくない時期にキャッシュが出て行くのを抑えることができるようになっている。
 - 無担保、無保証人。
 - 金融機関が行う債務者区分判定において、資本性ローンに基づく借入金は、自己資本とみなすことができる。また法的倒産時には、すべての債務に劣後する。→民間の金融機関が融資をしやすくなる呼び水効果を狙った制度となっている。
 - ・ 日本公庫と各種支援機関の連携
 - 知財価値の評価において知的財産価値評価推進センターとも連携させていただいている。

—地域の大学との連携にも力を入れて取り組んでいる。大学発ベンチャーが事業化する際の資金的な支援も行っている。

- ・創業・新事業に取り組む企業に対する連携支援事例
 - 挙げている事例は、視力矯正用コンタクトレンズの開発、製造販売を行うベンチャー企業。同社は、創業時にベンチャーキャピタルから出資を受けたほか、日本公庫から創業時に販売立ち上げ資金として1,000万円、量産化時に事業拡大資金として1億円の融資を受けた。二度にわたる公庫の融資が呼び水となり、大手都市銀行も融資を決定し、事業拡大に弾みがついている。

■神藤氏

- ・会社概要
 - 株式会社プラズマアプリケーションでは、プラズマを応用した製品開発を行っている。また、企業から頼まれる相談事項や研究課題を受け入れて解決するとともに、ものによっては製品化まで行っている。
 - 静岡大学発のベンチャー企業として平成 21 年 6 月 18 日に発足した。
 - 静岡大学の博士課程を修了した学生が主要研究者として所属している。
 - 静岡大学在籍中に高圧の HID ランプに関して効率のよい点灯方式について特許化することができた。これに関し、いくつかの企業から事業化したいと要望があったため、株式会社プラズマアプリケーションを発足させた。
- ・事業概要
 - 静岡大学在籍中の基礎研究成果の実用化・商用化に取り組んでいる（マイクロ波高圧放電（高輝度ランプ、VUV ランプ、プラズマニードル、プラズマトーチ）、マイクロ波中低圧放電（UV ランプ、表面波プラズマ発生装置）、マイクロ波によるプラズマ計測、太陽エネルギー利用熱電子発電機（Solar-TEC））。
 - 資金繰りのため、製造現場での課題解決等といった技術コンサルティング事業も行っている。
 - 安定な資金を獲得するため、今年から自社開発製品の販売を検討している。
- ・特許等について
 - 今までに特許を 13 件取得している。うち 5 件が

企業との共同出願。

- 毎年研究助成を受けている。
- ・特許実施例について
 - アンテナ励起型マイクロ波放電のメタルハライドランプへの応用
 - スポット型 UV 発光水銀ランプへの応用
 - スポット型 AEMD キセノンエキシマランプへの応用
 - プラズマニードル
- ・今後の展開
 - 自社製品の開発・販売、技術コンサルタントの充実によって、会社の財政基盤を確立し、新規テーマへの挑戦、研究費の拡充、実験装置の拡充、人材の受け入れをしていきたいと考えている。

■林氏

- ・はじめに
 - イノベーション社会連携推進機構の産学連携推進部門では、静岡大学学内の約 750 名の教員の発明を権利化し、特許を使って事業化、実用化を目指している。
 - 静岡県は、直近の公開データでは、人口、総生産額、事業所数は全国 10 位で、製造品出荷額等は全国 4 位である。
 - 人口は約 370 万人であるが、日経新聞の調査では、人口減少率が北海道について全国ワースト 2 位となっている。
 - 静岡県西部地域には、自動車メーカー（本田技研工業、スズキ、ヤマハ発動機）、ヤマハ、浜松ホトニクス、ローランドなどといった日本を代表する企業が集積している。
 - 静岡県中部地域には、はごろもフーズ、エスエスケイフーズ、などといった食品加工メーカーの本社がある。
 - 静岡県東部地域は、観光業が盛んである。またがん治療に向けたバイオ技術の研究開発拠点になっている。
 - 静岡大学は、静岡市と浜松市にキャンパスがある。
- ・イノベーション社会連携推進機構について
 - 地域連携事業：地方大学としての役割を果たす地域に密着した活動を行っている。
 - 産学連携事業：中小企業を中心とした技術的支援

- を行うとともに、大学の研究を地域に根ざして商品化する活動を行っている。
- 起業家教育：起業家を育成するための事業（講座）も展開している。
 - ・地域の金融機関との連携について
 - 静岡大学の技術を地域中小企業等が実用化・事業化するためにはお金が必要となる。そこで静岡大学の技術を活用して、ベンチャー企業や中小企業の経営に活かせるよう、静岡大学は平成 16 年より 12 の信用金庫及び 2 つの地方銀行と業務提携に至っている。またヤマハ発動機、スズキとは共同研究の契約を結んでいる。
 - 大学は敷居が高いと感じている中小企業が多いため、平成 16 年に企業と取引のある金融機関から静岡大学が技術的課題の提供を受ける技術相談スキームを作った。技術相談件数は金融機関からの紹介も含め、平均で年間 100 件程度の相談がある。
 - 静岡大学の共同研究先企業のうち中小企業が占める割合は 3 割である。この割合は、他大学と比べて非常に高くなっている。これは静岡大学が技術相談スキームによって中小企業の技術的課題を汲み取っていることの結果であると考えている。
 - 静岡大学では、平均で国内外国それぞれ年間 60 件の特許出願を行っている。
 - ライセンス等件数については、プログラムの著作権に関するものが年々増えてきている。
 - 静岡大学は、現在、光技術、ライフサイエンス技術、ナノテクノロジーを得意としている。
 - ・大学発ベンチャーの育成について
 - 一番重要なのは研究場所。そこで浜松キャンパス内にインキュベーション施設を平成 15 年に開所した。インキュベーション施設を、事業化を支援する施設として活用していただくため、入居者の選定については毎年審査を行っている。
 - 平成 16 年以降、静岡大学から 26 社のベンチャーが創出された。（うちインキュベーション施設からは 12 社のベンチャーが創出された。）
 - 静岡大学は平成 24 年に静岡大学発ベンチャー企業の認証制度を作った。現在、静岡大学発ベンチャー企業として 17 社が名乗っている。うち学生ベンチャーは 3 社ありいずれも黒字である。17 社のうち赤字企業は 1~2 社程であり他の企業は

黒字である。静岡大学では安易な起業は認めていない。

- ・国際標準化活動について
 - LED 電子色票およびこれを使った UHD-TV 用色票に関する国際標準化に向けた取組を行っている。

■西村副センター長

- ・知的財産価値評価推進センターが提案する知的財産価値評価について
 - 当センターでは、今まで主に裁判所からの依頼に基づく民事執行案件における評価を多く行ってきた。昨年ぐらいから、裁判所に限らず企業等から評価依頼を受けるケースが出てきた。
 - 裁判所からの依頼に基づく民事執行案件においては、市場調査等を行う必要が生じ、その結果 1 件当たり 100 万円程度の評価費用がかかっているという実情があった。
 - 金融機関へのヒアリングによって、もっと低廉な額で融資の際の知的財産価値評価を行ってほしいというニーズがあることが把握された。そこで当センターでは、昨年、そのような低廉な額での簡易な評価における評価書例をまとめた。
 - 昨年まとめた簡易な評価手法を発展させた形で、当センターは、特許庁の知財ビジネス評価書作成支援事業の評価機関として名乗りを上げさせていただいた。
- ・当センターが提案する知財評価書について
 - 知財価値金銭評価書：主に免除ロイヤリティー法により知的財産の評価額を算出するようにしている。
 - 事業・知財適合性、知財優位性判定評価書、市場調査：事業が取得知財でカバーされているのかを評価するようにしている。また、関連他社知財と取得知財とを比較し、市場調査も行って、技術的優位性、市場優位性の判定も行う。
 - 事業・他社知財非侵害判定評価書：当評価書では、融資対象事業が他社知財の権利範囲内にあり、権利侵害として差し止めを受ける可能性があるかいかを判定している。

◆ディスカッション

- ・永沼氏
 - 資本性ローンについては、知財を保有していることが申し込みの要件の中の一つとなっている。資本性ローンは、知財を保有している企業と相性がよいと考えている。
- ・井内センター長→永沼氏
 - ご説明いただいた、視力矯正用コンタクトレンズの開発、製造販売を行うベンチャー企業は技術力が高そうなので、知的財産権が絡んでいる企業のようにお見受けするがどうなのか。
- ・永沼氏
 - この企業は製品に対して特許権を取得している。
 - 融資を検討するときには、収支の状況、財務の健全性などといった数字だけでなく、事業を推進するための核となるような、サービスの独自性、技術力、取引先との関係の度合い、営業力、経営者の経営能力などといった数字に表れない定性面も含めて事業内容を評価している。
 - この企業は、融資時には販売開始直後で今までの実績がなかったため、知財で事業が保護されているのかどうかという点は今後の成長力・競争力を検討する上で重要なポイントとなった。
- ・井内センター長→永沼氏
 - 産学官金の連携に力を入れているようであるが、どれぐらいの数の大学と連携があるのか。
- ・永沼氏
 - 連携の取組の内容は大学によってそれぞれ異なるが、連携協力の覚書は約50大学と締結している。覚書を締結していなくても、取組の紹介を行った個別の相談を受けたりしている。また技術相談の橋渡しも行っている。
- ・井内センター長→永沼氏
 - 現在までのところで、静岡大学とはどのように関係したのか。
- ・永沼氏
 - 大学が行う起業家教育プログラムのなかで、支店の職員が審査員として参加している。
 - 大学発ベンチャーの事業化については資金面の支援を行っている。
- ・井内センター長→永沼氏
 - 当センターでは3つの知財評価書を提案しているが、どのパターンを選ぶことが多くなりそうか。
- ・永沼氏
 - 案件の状況により一概には言えないが、「事業・知財適合性、知財優位性判定評価書、市場調査」の評価書が一番活用できそう。ビジネスが成り立つかどうかについては、技術だけでなくビジネスとしてニーズがあるのかも考える必要があるので、市場調査について専門家の知恵を借りることができればありがたい。
- ・井内センター長→神藤氏
 - マイクロ波高圧放電による高輝度ランプはLEDランプよりも優れた特性を備えているといえるということでしょうか。
- ・神藤氏
 - ランプに投入する電力に対する放射光強度の比率は、マイクロ波高圧放電による高輝度ランプの方がLEDよりも大きい。
 - ただし、マイクロ波高圧放電による高輝度ランプは、マイクロ波を使うということで、マイクロ波の発振器の効率が問題となる。窒化ガリウムをパワートランジスタに使うと低損失高効率長寿命のマイクロ波の発振器が作れる。この技術は研究が本格的に始まっており実現すればマイクロ波高圧放電による高輝度ランプはLEDと同等かそれを上回るものができることとなる。
 - LEDは1個あたりの光量が小さい。大光量のライトを作るとなるとマイクロ波高圧放電による高輝度ランプの方がLEDよりも作りやすいと思う。
 - LEDがすばらしい技術であるというのは言うまでもなく、棲み分けが重要になると思う。
- ・井内センター長→神藤氏
 - 非常に多くの研究テーマを持っているが、これはやはり教員時代の研究生活の中から出てきたものか。
- ・神藤氏
 - 8割ぐらいが静岡大学に在籍していた頃のテーマである。技術コンサルティングを行って企業から持ち込まれたテーマが2割ぐらいである。基本的

には大学の基礎研究が母体となっている。

・井内センター長→神藤氏

—特許の出願状況を見てみると重要な技術であるにも関わらず、外国での権利化が少ないように見受けられるが、これは外国出願費用の確保が困難だったからか。

・神藤氏

—まったくそのとおりであって、自前で外国出願をするには経費の負担が耐えられない。国内出願を行うのが精一杯である。

—そのため韓国、中国の企業からの引き合いがあるが、その対応に思い悩んでいるというのが現実である。

・井内センター長→神藤氏

—外国で権利化できていないとたいへん不便で、外国では発表の依頼があっても発表できないことが多いのではないかと。

・神藤氏

—その通りで、国際会議で招待講演を何度か受けたが、そこで詳細についてしゃべることができなかった。論文投稿を求められても事情を伏せてお断りしているというのが実情である。

・井内センター長

—外国出願ができればいいと思うが、大学の場合現状は厳しいので、これは日本全体で考えていかなければならない課題であるように思う。

・井内センター長→神藤氏

—主な収入源は、研究助成金、共同研究費、技術コンサルティング料であるようにお見受けできるが、その他に大きな収入源はないか。

・神藤氏

—ない。ただ幸い今までのところ資金繰りで困ったことはない。その大きな理由の一つは、イノベーション社会連携推進機構の研究室を安い費用で使わせていただいていることにあると思う。

—今の状況がいつまで続くかわからないので、今までの研究を通して発明した装置を製品化して販売していき、最低限の財政の確保をしておきたいと考えている。

・井内センター長→神藤氏

—今後の展開として挙げておられた、新規テーマへ

の挑戦、研究費の拡充、実験装置の拡充、人材の受け入れを行うために、どんどん資金需要が生じてくるという状況か。

・神藤氏

—その通りであって、日本政策金融公庫の積極的な活用を考えていきたい。

・井内センター長

—研究スタッフを増やし、ぜひご活躍していただきたいと思う。

・井内センター長→永沼氏

—株式会社プラズマアプリケーション共同研究を行っている企業についても、製品化の際には資金需要が生じてくると思われるので、何かよいプランはないか。

・永沼氏

—例えば補助金が入金されるまでの間の短期のつなぎ資金の融資も可能なので相談して欲しい。

・井内センター長→林氏

—静岡大学では届け出された発明のうち出願されなかった発明はどのようになるのか。そのような発明のウォッチはしているのか。

・林氏

—発明の届け出は年間 70~100 件で、大学より出願をしないと審査会で決定した発明については教員に返却している。教員に返却した後のウォッチはしていない。

・井内センター長→林氏

—共願が占める割合はどの程度か。

・林氏

—共願、単願は、だいたい同数であるが、企業との共同研究による研究成果の場合は、共願が主体となる。

・井内センター長→林氏

—外国への出願は、JST の外国出願支援援助を受けないと難しいという状況か。

・林氏

—その通りである。外国出願の予算はまったくゼロではないが、米欧中に出願するには到底足りない。

- ・井内センター長→林氏
 - 国際標準化に向けて取り組んだ方がいいということとは、林様ご自身の視点で気づかれたのか。
- ・林氏
 - 現在標準化に向け活動中である本学教員発明の特許は、出願26件のうち15件で大手メーカーの出願を引例とする拒絶理由を受け、権利化が難しく、且つ、大学発ベンチャーとしての事業化も困難であると考え、国際標準化に向けた取組を始めた。国際標準化に協力頂くためのフォーラム開催を企画したところ、クレーム先であった企業を含め多くの企業が参画され、産学共同によるオープンイノベーションの一つの戦略であると考えている。
- ・井内センター長→林氏
 - 投資にあたっては、当センターのような外部評価機関による知財の評価が必要となる場面が出てくるように思うが。
- ・林氏
 - その通りで、過去に大学ベンチャーファンドを作るときに、中小企業と大学の共同研究の特許権成果を信託債権にして投資家を募って資金調達をしようと考えたが実現には到底及ばなかった。信託銀行に特許の評価を行う部署はあったが、中小企業の個々の特許権技術を正當に評価することは困難であるとの結論に達した。その頃に知的財産価値評価推進センターがあればよかったのになと思っている。
- ・井内センター長→西田氏
 - 知財ビジネス評価書作成事業は、現在どのような状況にあるか。
- ・西田氏
 - 1次公募では、全体で応募が9件しかなかった。知的資産経営報告書作成支援は応募が10件しかなかった。これは、評価結果を受けると必ず対象企業に融資や支援を行わなければならないと金融

機関に誤解された面もあったためだと思う。決してそんなことはなく、融資の可能性を知る材料として活用していただければよいのだが、なかなか充分には理解されなかったように思う。

- 企業のポテンシャルを見極めて企業支援をすれば日本の経済の復活に貢献できると思うので、金融機関の方々は知財ビジネス評価書作成事業への参加を検討してほしい。

○基調講演

■講師

佐々木 剛史 氏

トヨタテクニカルディベロップメント株式会社 常務取締役

■テーマ

企業におけるグローバル知財戦略



■講演概要

トヨタの知的財産部での経験に基づき、企業の知財活動について、情報戦になぞらえたお話があった。（講演者のご意向により、詳細な内容の掲載を差し控えます。）

以上
（作成者 佐藤 隆，松本秀治）
（原稿受領 2014. 12. 8）